令和元年第4回東洋町議会臨時会会議録

(第 1 号)

令和元年11月6日(水)

東洋町議会

余 白

令和元年第4回東洋町議会臨時会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場

開 会 令和元年11月6日(水) 午前10時00分宣告

出席議員 (8名) 議長 西岡 尚宏 君 副議長8番 福島 登 君

2番 髙畠 俊彦 君 3番 小松 熈 君

4番 武山 裕一 君 6番 今宮 裕明 君

7番 田島 毅三夫 君

欠席議員(1名) 5番 小野 正路 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長 松延 宏幸 君

副町長 長崎 正仁 君

会計管理者 生松 克祐 君

総務課長 大坪 靖幸 君

税務課長 小池 昭平 君

住民課長 蛭子 浩久 君

産業建設課長 伊吹 真貴博 君

教育次長 北川 晃彦 君

地域包括支援

センター事務局長 田岡 いずみ 君

総務課長補佐 堀川 歩 君

産業建設課長補佐 手島 憲作 君

産業建設課長補佐 生田 憲一 君

税務課長補佐 近藤 真人 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長 築地 仲音

事務局職員 金山 志帆

議事日程 別紙のとおり

議事のてんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 6番 今宮 裕明 君 7番 田島 毅三夫 君

令和元年第4回東洋町議会臨時会議事日程

(第 1 号)

令和元年11月6日(水) 午前10時開議

[日程第1]	会議録署名議員の指名	
[日程第2]	会期の決定	
[日程第3]	議案第27号	東洋町特定環境保全公共下水道甲浦浄化センタ 一の建設工事委託に関する協定について
[日程第4]	議案第28号	野根地区防災避難施設建設工事請負契約の締結について
[日程第5]	議案第29号	令和元年度東洋町一般会計補正予算(第3号)を 定めることについて
[日程第6]	報告第5号	住宅使用料請求事件に関する裁判上の和解につ いて

令和元年第4回東洋町議会臨時会 令和元年11月6日水曜日

議事のてんまつ

議長

(西岡 尚宏議長)

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は6名であります。

これより、令和元年第4回東洋町議会臨時会を開会します。

(開会時間:10時00分)

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおり、会議 録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として、契約2件、補 正予算1件、報告1件であります。

日程に先立ちまして、諸般の報告を行います。

5番、小野正路君から、地域の秋祭りの神事のため、本日欠席 届が提出されております。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は議会会議規則第126条の規定 により、6番、今宮裕明君、並びに7番、田島毅三夫君を指名し ます。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求 めます。

髙畠議会運営委員長。

議会運営委員会委 (髙畠 俊彦議会運営委員長)

員長

令和元年第4回臨時会議会運営員会の報告を行います。

本日、午前9時に議会運営委員会を開催し、本臨時会の会期並 びに運営等について協議しました結果、本臨時会の会期は、本日 1日限りとする。

また、議案質疑は一問一答方式の時間制とし、1人1時間以内、 答弁者も1時間以内とする。

なお、議案質疑については、議会会議規則第64条の2の規定 により、反問権を行使することができる。

以上のように決定しました。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

議長

(西岡 尚宏議長)

議会運営委員長の報告が終わりましたので、ここでお諮りいた します。

ただいまの委員長の報告のとおり、本臨時会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

ここで、小休します。

(小休時間:10時03分)

小休前に引き続き、会議を再開します。

(再開時間:10時07分)

日程第3、議案第27号、東洋町特定環境保全公共下水道甲浦 浄化センターの建設工事委託に関する協定についての件を議題 とします。 直ちに、提出者の説明を求めます。 松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

おはようございます。

本日、令和元年第4回臨時会を招集いたしましたところ、議員 の皆さまには何かとご多忙のところご参集を賜りまして、誠にあ りがとうございます。

先般の台風19号は、関東地区で甚大な被害となっております。

亡くなられました被災者の方々には、衷心よりお悔やみを申し 上げるところです。

本臨時会への提出案件でございますが、台風19号は本町にも 影響がございまして、その自主的な対応関連経費を計上しており ます補正予算1件と契約に関する議案2件、また、報告事項1件、 合わせまして4件となっております。

適切なご決定をお願い申し上げます。

それでは早速でございますけれども、ご提案申し上げます。

議案第27号、東洋町特定環境保全公共下水道甲浦浄化センターの建設工事委託に関する協定について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月6日提出でございます。

提案理由でございますが、令和元年9月26日に締結をしました、東洋町特定環境保全公共下水道甲浦浄化センターの建設工事 委託に関する協定につきましては、協定の予定価格が5千万円を 超えるため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約および財産取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、協定の内容につきましては、産業建設課長が説明をいた します。

議長

(西岡 尚宏議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

それでは議案第27号、東洋町特定環境保全公共下水道甲浦浄 化センターの建設工事委託に関する協定について、ご説明いたし ます。

議案説明書の2ページと議案関係資料の1ページから3ページをご参照ください。

この契約の目的は、下水道甲浦浄化センターの建設工事、この 工事の内容は、施設の老朽化による更新工事の委託に関する協定 でございます。

契約方法は随意契約であり、日本下水道事業団と令和元年9月26日に仮協定を結んでおります。

日本下水道事業団は、日本下水道事業団法に基づき、地方公共 団体共通の利益実現のために、下水道に関する業務について地方 公共団体を支援する機関として、地方公共団体の出資の下、設立 された唯一の地方共同法人であり、下水道施設の管理等につい て、資格要件を規定している下水道法第22条の適用除外となっ ている唯一の団体であるなど、技術力、経験等についても高い評 価が法律上明確になっていることから、日本下水道事業団と随意 契約を結ぶものです。

契約金額は令和元年度から令和2年度、複数年契約1億240万円のうち、令和元年度事業費6940万円としております。

工事委託内容は、管路施設、水処理運転操作施設、沈砂地施設などの更新工事となります。

工事の施工箇所につきましては、議案関係資料の3ページをご 参照ください。

工期は令和2年3月31日としております。

以上です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

(西岡 尚宏議長)

以上で提出者の説明が終わりました。

これより、日程第3、議案第27号、東洋町特定環境保全公共 下水道甲浦浄化センターの建設工事委託に関する協定について、 質疑を行います。

まず、質疑について、本議会で提出された議案に対し、1人1時間以内、答弁時間も1時間以内とし、一問一答方式で行います。

また、議会会議規則第54条の規定により、発言は全て簡明に するものとし、議題外にわたりまたはその範囲を超えてはなら ず、質疑に当たっては自己の意見を述べることができないことと なっております。

その規定に反すると認めた時は、同規則第2項の規定により注意し、なお従わない場合は発言を禁止します。

次に議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は議員の

質疑に対し、反問できますので反問しますと発言の上、挙手を願います。

これより質疑を行います。

本議案の質疑については、契約に関することのみであります。 質疑はありませんか。

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

今、説明いただいただけですので、あまり理解しておりません けれども、何点かお聞きしたいと思います。

まずですね、この今、更新工事ということで説明受けました。 この更新というのは、これは老朽化のためでしょうか。年季的 なもんなんでしょうかね。

何のための、どうして更新をしなければいけなかったかと。

その事業内容によって、新たなものが付け加えられるとした ら、どのような成果が見込まれるか。

例えば、それによって工期が、改修の、浄化の、行程が改善されるとかね。

あるいは水質が良くなるとか、あるいは住民さんの費用等が安 くなるとか

議長

(西岡 尚宏議長)

田島さん。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

そういうことがあれば

議長

(西岡 尚宏議長)

田島さん。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

お聞きしたいと思います。

議長

(西岡 尚宏議長)

田島さん。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

はい。

議長

(西岡 尚宏議長)

そこは、後の方はちょっと、工事のことですので、そこまでは

行きすぎておりますので、もうちょっと・・・

7番議員

(田島 毅三夫議員)

では、今後何年、これによって保つか。

耐久性ですね、お聞きしたいと思います。

議長

(西岡 尚宏議長)

伊吹産業建設課長。

(議席より、通告なしでごめんなさいと発言あり)

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

田島議員の質疑にお答えいたします。

先ほど説明したとおり、施設の老朽化に伴う更新工事となって おります。

いろんな機械がございますので、それによって、ものによって 耐用年数は違ってきます。

耐用年数につきましては、また改めてご報告をさせていただきます。

以上です。

議長

(西岡 尚宏議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

2つ目の質問させていただきます。

ここに、契約方法として随意契約となっておりますね。2ページです。

しかしこれはどんなんですか。

5千万円以上ということになれば、これは入札契約になるんじゃないでしょうか。

お聞きしたいと思います。

議長

(西岡 尚宏議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

質疑にお答えいたします。

先ほども説明しましたが、日本下水道事業団は日本下水道事業 団法に基づき、地方公共団体共通の利益実現のために下水道に関 する業務について、地方公共団体を支援する機関として、地方公 共団体の出資の下、設立された唯一の地方共同法人であり、下水 道施設の管理等について、資格要件を規定している下水道法第2 2条の適用除外となっている唯一の団体であるなど、技術力、経 験等についても、高い評価が法律上明確になっていることから、 日本下水道事業団と随意契約を結ぶものです。

以上です。

議長

(西岡 尚宏議長)

田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

今、課長の方から、国のね、規定といいますか、資格といいますか、それを受けた唯一の事業団体だと、こう説明を受けましたが。

これは、ということであれば、これはもうその全国、北海道から沖縄まで、もうこういう事業は全てこの会社が請け負うと、こういうことでしょうか。

例えば、西日本とかね。

これは会社が東京でございますが、例えば西日本なんかにあればですね、経費も安くつくと思うんですが、そこのところを一点お聞きしたいと思います。

議長

(西岡 尚宏議長)

産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

田島さんの質疑にお答えいたします。

事業規模は約1400億円、全国で約1400箇所の処理場を 建設しております。

それと約130の技術基準類を整備、延べ6万人の研修を実施、100人以上の職員を海外へ派遣しております。

入札といいますか、日本下水道事業団につきましては、設計と 監理をして、改めて入札は普通の業者さんに出しますので、事業 団としては、そういう設計監理を行うというところです。

以上です。

(議席より、これで止めておきますと発言あり)

議長

(西岡 尚宏議長)

7番、田島毅三夫君の質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は議題となっている問題に対する自己の賛否の意見表明 であり、自己の意見を他の議員に賛同させることであります。

本議案に対する討論は、契約に関することのみであります。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第27号、東洋町特定環境保全公共下水道甲浦 浄化センターの建設工事委託に関する協定についての件を挙手 により採決します。

本案は原案のとおり決すことに賛成の諸君の挙手を求めます。 挙手5名であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第28号、野根地区防災避難施設建設工事請負 契約の締結についての件を議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

議案第28号でございます。

野根地区防災避難施設建設工事請負契約の締結について、地方 自治法第96条第1項第5号及び議会の議決の付すべき契約及 び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会 の議決を求める。

令和元年11月7日提出でございます。

提案理由は、令和元年10月29日に指名競争入札を行いまし

た、野根地区避難施設建設工事につきましては、契約の予定価格が5千万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、契約の内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議長

(西岡 尚宏議長)

大坪総務課長。

総務課長

(大坪 靖幸総務課長)

それでは私から、議案第28号、野根地区防災避難施設建設工事請負契約の締結についてご説明をいたします。

議案関係資料の4ページと、議案提案理由説明書4ページをご 参照願います。

議案関係資料の4ページに基づきまして、ご説明をさせていた だきます。

建設工事請負契約書を添付させていただいております。

契約の工期につきましては議決後、記載することになっておりますのでご了承ください。

工事請負契約の締結についてでございます。

契約の目的は、野根地区防災避難施設建設工事でございます。 契約の方法は、指名競争入札によりまして10月29日に、指 名業者7者中、2者の入札辞退がありまして、5者にて入札を行 っております。

契約金額は1億3200万円でして、そのうち消費税が120

0万円でございます。

落札率は81.44パーセントとなっております。

契約の相手方は、高知市中宝永町5番21号、株式会社三谷組、 代表取締役三谷修一でございます。

株式会社三谷組は、令和元年度高知県の建設工事指名名簿では、Aランクの指定になっております。

また、本町の発注では、平成26年度生見公衆トイレ整備工事請負額は2708万9千円、26年度東洋町防災備蓄倉庫新築工事請負額は4476万円、平成27年度には野根地区防災備蓄倉庫新築工事、請負額は4914万円の工事実績がございます。

工期につきましては、契約の日から令和2年8月31日までを 予定しておりまして、繰越となる見込みでございます。

以上でございます。

ご審議の程よろしくお願いします。

議長

(西岡 尚宏議長)

以上で提出者の説明が終わりました。

これより、日程第4、議案第28号、野根地区防災避難施設建 設工事請負契約の締結について、質疑を行います。

これより質疑を行います。

本議案の質疑については、契約に関することのみであります。 質疑はありませんか。

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

これは当初予算で2千万円計上された分ですよね。

ほんでそれを今言う、約2割といいますか、減額されて130 0、なんぼでしたか。それですね。

議長

(西岡 尚宏議長)

違うんですよ、田島さん。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】

議長

(西岡 尚宏議長)

田島議員。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

はい。

議長

(西岡 尚宏議長)

これは契約の何ですので、その場所とか施設とか、そういうのは、それは入っておりませんので。

それは前にも何回か説明があったと思いますんで、それはやめてください。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

まあ、住民さんが聞きたいということでお聞きしたんですが。

議長

(西岡 尚宏議長)

いや、

7番議員

(田島 毅三夫議員)

了解。

議長

(西岡 尚宏議長)

議会は決まりがありますので、

7番議員

(田島 毅三夫議員)

はい、分かりました。

議長

(西岡 尚宏議長)

守っていただかんと困ります。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

撤回します。

議長

(西岡 尚宏議長)

撤回しますということですので、他に質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、議題となっている問題に対する自己の賛否の意見表明

であり、自己の意見をほかの議員に賛同させることであります。

本議案に対する討論は、契約に関することのみであります。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第28号、野根地区防災避難施設建設工事請負 契約の締結についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第29号、令和元年度東洋町一般会計補正予算 第3号を定めることについての件を議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

議案第29号、令和元年度東洋町一般会計補正予算第3号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月6日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ580万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ32億9750万4千円とするものでございます。

歳入では地方交付税を計上しております。

歳出では、庁舎空調設備整備工事、また10月11日から12

日にかけまして、本庁に接近しました台風19号の高波の影響による農林水産業施設などの災害復旧費を計上いたしております。 なお、内容につきましては総務課長が説明をいたします。

議長

(西岡 尚宏議長)

大坪総務課長。

総務課長

(大坪 靖幸総務課長)

それでは議案第29号、令和元年度東洋町一般会計補正予算第3号についてご説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正では、歳入歳出それぞれ580万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ32億9750万4千円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

議長

(西岡 尚宏議長)

以上で提出者の説明が終わりました。

これより日程第5、議案第29号、令和元年度東洋町一般会計 補正予算第3号を定めることについて、質疑を行います。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

ページでいきます。14ページ。歳出です。

この、災害復旧費としてですね、この出ております、ごめんな さい、総務費です。出ている工事請負費ですよね。

この今言う、先ほど言われたその空調費のことでございますが。

これはあの、議場関係はもう既に修理出来ちょったんじゃなかったですか。

もう、夏の暑い時に修理するということで出来ちょった分じゃないんですか。

議長 (西岡 尚宏議長)

田島議員。

議場じゃないですよ。議長室と議会控え室ですよ。

7番議員 (田島 毅三夫議員)

議会室でしょ、ここでしょ。

議長 (西岡 尚宏議長)

控え室。

7番議員 (田島 毅三夫議員)

控え室言うたんか。

いやいや、書いてないからほら。

言葉がはっきり聞こえなんだ。

議長 (西岡 尚宏議長)

書いちゃある。

7番議員 (田島 毅三夫議員)

了解しました、はい。

議長 (西岡 尚宏議長)

説明したと思います。

7番議員 (田島 毅三夫議員)

だあ、来た時にしたと思う。

けんど聞き間違うちょんのよ。

議長 (西岡 尚宏議長)

そこはもう既に終わっております。

7番議員 (田島 毅三夫議員)

事前に。了解。そう、分かっております。了解。

ほな続けてもう一つお聞きしたいと思います。

この、農地農業用施設の災害復旧費というのがありますね。

これは修繕費として92万円出ていますが、これは何件分です

か。

これはどのような農業施設の修繕費か。

たくさん被害が出てたと聞いておりますが、これで全部でしょ

うか、お聞きしたいと思います。

議長(西岡 尚宏議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

田島議員の質疑にお答えいたします。

一つは、塩満川、生見役場横にあります水路の土砂の除去。

それと、相間川のすぐ横にある田んぼですね。河口にある、そ この漂着物の撤去。

それと生見北谷の水中ポンプのハウスが浸かったということで、それの排水に使ったポンプのリース代。

それと排水路、生見地区の排水路及び農道の土砂取り除きになっております。

以上です。

議長

(西岡 尚宏議長)

よろしいですか、田島さん。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

はい、これで止めておきます。

議長

(西岡 尚宏議長)

他に質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、議題となっている問題に対する自己の意見発表するも

のであり、ほかの議員に賛同させることであります。

討論はありませんか。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第29号、令和元年度東洋町一般会計補正予算 第3号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手5名であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩いたします。

再開は、10時50分です。

(休憩時間:10時37分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:10時50分)

日程第6、報告第5号、住宅使用料請求事件に関する裁判上の 和解についての報告を求めます。

松延町長。

町長 (松延 宏幸町長)

報告第5号でございます。

専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項につきまして、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告をする。

専決処分書でございますが、別紙のとおりでございます。

住宅使用料請求事件に関する裁判上の和解について、地方自治 法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日は令和元年9月19日となっております。

専決事項は住宅使用料請求事件に関する裁判上の和解についてでございます。

和解件数は1件。

【議長権限で削除】

(議席より、ええんかほれ、住所言うてしまってと発言あり)

の、住宅居住者となっております。

和解の主旨でございます。

相手方が住宅使用料5万6千円を滞納していることから、令和 元年6月11日に安芸簡易裁判所に支払督促の申し立てを行い ました。

その後相手方から分納を主旨とした異議申し立てがございまして、口頭弁論の結果、分納により年内に完納することで和解を したものでございます。

以上でございます。

議長

(西岡 尚宏議長)

今、町長からの説明の中で、住所を言われましたけんど、それ

は取り消します。

以上で、提出者からの説明が終わりました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これで、令和元年度第4回東洋町議会臨時会を閉会します。

どうもお疲れさまでございました。

これで議会放送を終了いたします。

(閉会時間:10時53分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。 令和 年 月 日

議長

署名議員

署名議員